

■ 医療安全の基本指針

1. 医療安全の基本指針の目的

当院では「患者様が安全でかつ安心できる医療提供こそが、病院における最も重要なサービスである」という考えのもと、個人レベルでの事故防止対策と医療施設全体の組織的な事故防止対策の二点を推し進めることにより、医療事故を無くし、かつ患者様が安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目標としています。

2. 組織および体制

医療安全対策と患者様の安全確保を推進するため、本指針に基づき以下の役職および組織等を設置しています。

<役職>

医療安全対策室長(医師)・医療安全委員長・医療安全管理者(専任リスクマネージャー)
リスクマネージャー(各部署の医療安全責任者)

<組織等>

医療安全対策室・医療安全カンファレンス(週1回)・医療安全委員会(月1回)
医療に関する安全管理のための研修(年2回)
院内事故調査委員会(医療事故発生時の対応)

3. 医療安全管理のための研修の実施

医療安全管理の基本的な考え方・事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底し、職員個々の安全意識と当院全体の医療安全の向上を図るための研修会を年2回実施しています。

4. 報告等にもとづく医療に係る安全確保を目的とした取り組み

①報告とその目的

報告は医療事故の防止、医療安全を確保するためのシステム改善や教育・研修の資料とすることを目的としています。

②報告内容の検討等

報告された事例を検討分析し、医療の安全管理上有益と思われるものにつき再発防止の観点から組織として改善に必要な防止策を立案・実施しています。

5. 事故発生時の対応

医療側の過失によるか否かを問わず、可能な限り院内の総力を集結し、患者様の救命と被害の拡大防止に全力を尽くします。

6. 重大事故の公表

①重大事故が発生した場合、警察署、保健所への届出を終えたのち、医療機関自らが医療事故の事実を事故調査報告書等を利用して正確かつ迅速に社会に対し、積極的に公表します。

②医療事故を公表する場合は、患者さまとその御家族のプライバシーを最大限尊重します。

7. 患者相談窓口の設置

患者様等からの苦情、相談に応じられる体制を確保するために、院内に患者相談窓口を常設しています。

①患者相談窓口の活動趣旨、設置場所、担当者およびその責任者、対応時間等について、患者様に明示しています。

②患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱、相談情報の秘密保護、管理者への報告などに関する規程を整備しています。

③相談により、患者様が不利益を受けないよう適切な配慮を行っています。

④苦情や相談で医療安全に関わるものについては、医療安全管理委員会に報告し該当部署の安全対策の見直し等に活用しています。

2024年11月1日



山王メディカル
センター院長